⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお､工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。

⒁～⒇　第２号１⒁～⒇に同じ。

２　競争参加資格

⑴　第２号２⑴に同じ。

①～③　第２号２⑴①～③に同じ。

④　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除くの鋼橋であること。

ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

㋓　架設工法が、下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

㋔　供用中の道路を規制（車線減少、切り回し、通行止め）した施工実績を有すること。

ただし、上記㋐～㋔は同一工事であること。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、㋑の施工実績を有すること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑤～⑧　第２号２⑴⑤～⑧に同じ。

⑵　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成25年２月から平成27年１月を予定する。

①～③　第２号２⑵①～③に同じ。

⑶　第２号２⑶に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式　第２号３⑴に同じ。

⑵　総合評価の方法

①　第２号３⑵①に同じ。

②　第２号３⑵②に同じ。

㋐　技術提案の項目として「送り出し架設に係わる具体的な施工計画」

㋑～㋒　第２号３⑵②㋑～㋒に同じ。

③～④　第２号３⑵③～④に同じ。

⑤　②㋐の「送り出し架設に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（３０点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第２号３⑶に同じ。

⑷　⑵②㋐「送り出し架設に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　第２号３⑸に同じ。

４　入札手続等

⑴～⑸　第２号４⑴～⑸に同じ。

⑹　第２号４⑹に同じ。

①～②　第２号４⑹①～②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成24年11月６日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成24年11月９日13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑱　第２号５⑴～⑱に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　The same with notice above (no. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Route 16 Machida elevated bridge.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年８月６日

支出負担行為担当官

高松高等裁判所事務局長　松本　利幸

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高松高地簡裁庁舎耐震改修工事

⑶　工事場所　香川県高松市丸の内１番36号

⑷　工事内容　本工事は、高松高地簡裁庁舎耐震改修工事である。

建物用途　裁判所庁舎、構造・階数　地上７階、地下１階、鉄骨鉄筋コンクリート造、建築面積　約1,422㎡、延べ面積　約10,305㎡、敷地面積　約6,343㎡

⑸　工期　平成25年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約140㎥、鉄筋約20ｔ、鉄骨ブレース約10ｔ、増幅機構付き油圧ダンパー112基（鉄骨枠含む。）

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。

⑵　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,200点以上であること（上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、高松高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。